2　取引先資格　次に該当しない者であること。
⑴当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。ただし、制限行為能力者であって契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。⑵日本郵便株式会社から取引制限を受けている者でその制限期間を経過しない者　⑶会社法の特別清算の開始を命じられ、若しくは同清算開始の申立てをされ、又は破産法の破産手続開始、会社更生法の更生手続開始若しくは民事再生法の再生手続開始の申立てをし、若しくはされた者。ただし、手続終結者を除く。⑷反社会的勢力と認められる者
3　入札者に求められる義務等　参加希望者は入札説明書に示す資料等を平成26年５月19日午後５時00分までに下記４に示す場所に提出すること。
4　問合せ先等　〒901―2199 沖縄県浦添市仲間３－３－１　日本郵便株式会社浦添郵便局総務部　高嶺　敏一　098―878―9130
5　その他　⑴入札の無効　入札参加に必要な条件を満たさない者の入札及び入札の条件に違反した入札　⑵手続で使用する言語・通貨　日本語・日本国通貨　⑶契約保証金　不要　⑷落札者は予定価格の範囲内で、最低価格の入札を行った者とする。⑸詳細は入札説明書による。
6　Summary　⑴Contracting entity : Cyouken Miyazato, Postmaster of Urazoe Post Office, Japan Post Co., Ltd.　⑵Classification of the products to be procured : 2　⑶Nature and quantity of the products to be purchased : About 70,000 liter of Gasoline and About 3,000 liter of Diesel oil　⑷Delivery period : From 1 June 2014 through 31 March 2015　⑸Delivery place : By specification　⑹Time limit for tender : 5 : 00 PM 19 May 2014　⑺Contact point for the notice : Toshikazu Takamine, Urazoe Post Office, Japan Post Co., Ltd. 3―3―1 Nakama Urasoe-City Okinawa-Pref 901―2199 Japan TEL 098―878―9130

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。
平成26年４月14日
支出負担行為担当官
東北農政局長　佐々木康雄

◎調達機関番号　018　◎所在地番号　04
1　工事概要
⑴　品目分類番号　41
⑵　工事名　中津山農業水利事業　後谷地排水機場ポンプ設備建設工事
⑶　工事場所　宮城県石巻市成田地内
⑷　工事内容　ポンプ設備工　１式
・横軸斜流ポンプ　φ1800㎜　２台
・横軸斜流ポンプ　φ1350㎜　２台
付帯設備工　１式
⑸　工期　平成28年３月25日まで。
⑹　使用する主要な資機材　ポンプ設備　４台
⑺　本工事は、入札時に技術提案（ＶＥ提案）を受け付け、入札価格と入札価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（標準Ａ－Ⅰ型）の適用工事で、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式及び品質・安全等の確保がされないおそれがある極端な低価格での調達を見込んでいないかなどを厳格に調査する特別重点調査の試行工事である。
⑻　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。
⑼　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
⑽　本工事は、入札説明書の交付、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、受領に係る確認及び入札について、原則として電子入札システムで行う対象工事である。ただし、電子入札システムによりがたい者であって、紙入札方式（持参又は郵送）の承諾に関する承諾願を提出し承諾を得たものは、紙入札方式に代えることができる。
2　競争参加資格
次に掲げる条件を満たしている者であること。
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　予決令第71条の規定に該当しない者であること。
⑶　東北農政局における平成25・26年度一般競争参加資格のうち機械器具設置工事の申請を行い受理されている者であること。
⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。上記２の⑶の確認を受けた後にこれらの手続開始が決定された者にあっては、東北農政局長が別に定める手続に基づいて一般競争参加資格の再確認を受けている者であることを要する。
⑸　施工実績　平成10年４月１日以降に、元請けとして自ら製作・据付し、完成・引渡しが完了した次の同種工事の施工実績を有すること。また、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が同種工事の施工実績を有すること。なお、経常建設共同企業体としての施工実績は、出資比率が20％以上のものについて認める。
①　同種工事とは、ポンプ設備の製作据付工事とする。
②　当該実績が各地方農政局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
⑹　配置予定の技術者の状況　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。ただし、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）及び工事完成後、検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間においては工事現場への専任を要しない。また、本工事の工場製作のみが行われている期間は、主任技術者又は監理技術者の専任は要しないが、工場から現地へ工事の現場が移行する時点からは、主任技術者又は監理技術者を専任で配置できるものでなければならない。
①　建設業法（昭和24年法律第100号）第７条第２号イ、ロ又はハのいずれかに該当する者であること。なお、建設業法に示す実務経験とは「機械器具設置工事業」とする。
②　監理技術者は、監理技術者資格者証（機械器具設置工事業）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
③　上記２の⑸に掲げる同種工事の施工経験を有する者であること。また、経常建設共同企業体にあっては、一人の主任技術者又は監理技術者が上記２の⑸に掲げる同種工事の施工経験を有すること。なお、当該経験が各地方農政局が発注した工事に係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。
工場製作における配置予定の技術者と据付工事における配置予定の技術者が異なるときは、工場製作における配置予定技術者は工場製作の施工経験を、据付工事における配置予定技術者は据付工事の施工経験を有するものであること。
④　主任技術者又は監理技術者にあっては直接的、かつ、恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を確認することができる資料を求めることがあり、その確認がなされない場合は入札に参加できないことがある。なお、恒常的な雇用関係とは入札の締切日以前に３ヶ月以上の雇用関係があることをいう。
⑺　技術提案が適正であること。
⑻　申請書及び資料の提出期限の日から開札時までの期間に、東北農政局長から東北農政局工事請負契約指名停止等措置要領（平成15年９月１日付け15北総第528号（経）農林水産省東北農政局長通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑼　当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。
⑽　農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について（平成19年12月７日付け19経第1314号農林水産省大臣官房経理課長通知）に基づき、警察当局から部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。